

寄附の税制上の優遇措置について

学校法人安田学園教育会（安田学園中学校高等学校）への寄附金は、「特定公益増進法人」に対する寄附金として、下記のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。

手続きに必要な本学発行の「寄附金受領書」及び「特定公益増進法人証明書（写）」等につきましては、寄附金の入金確認後お送りいたします。

【個人の場合】

学校法人安田学園教育会は寄附金控除の対象となる証明を受けており、確定申告をすることにより、所得税の寄附金控除を受けることができます。

寄附金額が2,000円を超える場合、「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択できます。控除額は個人の所得、税率、寄附金額などの条件によって異なります。

■**所得控除**・・・寄附金額から2,000円を差し引いた金額を、課税所得から控除できます

■**税額控除**・・・寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%が税額から控除されます

※なお、自治体により、都道府県民税・区市町村民税が控除される場合もあります。詳しくはお住まいの自治体にお問合せください。

※確定申告に係る詳細につきましては、所轄税務署にお問い合わせください。

◆参照サイト：

文部科学省寄附ポータルサイト

個人が寄附した場合の税制上の優遇措置

https://www.mext.go.jp/donation_portal-site/individual-preferential.html

（次頁へ）

【法人の場合】

法人様からのご寄附につきましては、寄附金額を当該事業年度の損金に算入することができます。いずれかの方法を選ぶことができます。

1) 受配者指定寄付制度を利用した寄附

本制度を利用して寄附をした場合、法人税法上、支出した寄附金の全額を損金の額に算入することができます。

2) 特定公益増進法人に対する寄附金

一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で、寄附金額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額を損金に算入することができます。

(参考) 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額について

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

(日本私立学校振興・共済事業団手引きより抜粋)

◆参照サイト：

文部科学省寄附ポータルサイト

法人が寄附した場合の税制優遇措置

https://www.mext.go.jp/donation_portal-site/corporate-preferential.html

国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm